

北海道からのお知らせ



■北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金

対象となる世帯

以下の①②のいずれにも該当する世帯
 ・平成29年3月末で応急仮設住宅の供与期間が終了となった世帯。
 ・平成29年1月1日以降に現に応急仮設住宅に居住していた世帯。
 ※1月1日より前に応急仮設住宅から転居した世帯は対象とならない。

収入要件

月額所得が21万4千円以下の世帯

$$\text{月額所得} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{ヶ月}} \leq 21\text{万4千円}$$

 ※二重生活世帯は、世帯全体の所得を1/2として取り扱います。

補助額

・福島県からの避難世帯:家賃等の1/4
 ・それ以外からの避難世帯:家賃等の1/2
 ※上限額は月額1万5千円とします

補助対象

申請書を受理した月から平成30年3月までの家賃等

受付期間

平成30年3月10日まで

■道内避難者移転費支援事業

対象となる世帯

以下のいずれにも該当する世帯
 ・平成29年3月末で応急仮設住宅の供与期間が終了となった世帯。
 ・平成29年1月1日以降に現に応急仮設住宅に居住していた世帯。
 ・平成29年4月1日から平成30年3月23日まで引越業者を利用して
道営住宅、市町村営住宅へ転居した世帯。

補助額

1世帯あたり5万円(上限)

補助受付

平成30年3月26日まで
※転居日から2ヶ月以内に申請してください。

その他

引越業者に頼まずに、自分で車を借りて家財を運んだ場合は対象になりません。

■申請受付窓口・問合わせ

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

申請書は北海道庁ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sth/index.htm>

公営住宅募集等に関する主な窓口

公営住宅の入居に関することについては、次の窓口にお問い合わせください。

住宅の場所	住宅の種類	窓 口
札幌市	道営住宅	一般財団法人 北海道住宅管理公社 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目第二北海道通信ビル7階 電話 011-205-5255 FAX 011-205-5237
	市営住宅	一般財団法人 札幌市住宅管理公社 募集担当係 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目9番地オーク札幌ビル1階 電話 011-205-3071 FAX 011-221-4438
函館市	道営住宅	一般財団法人 函館市住宅都市施設公社 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 電話 0138-40-3602
	市営住宅	一般財団法人 函館市住宅都市施設公社 (上記と同じ)
旭川市	道営住宅	アライ地所株式会社 CS事業部 〒070-0031 旭川市1条通6丁目右4号 電話 0166-24-2200
	市営住宅	旭川市建築部市営住宅課 〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階 電話 0166-25-8510 FAX 0166-24-7009

※その他の地域の公営住宅窓口については、北海道総合政策部地域創生局地域政策課(電話011-204-5800)にお問い合わせください。